

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	介護保険関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

瑞穂市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいやその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

岐阜県瑞穂市長

## 公表日

令和8年3月11日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	・介護保険法及び関係する法令等に基づき、被保険者資格、保険料徴収、受給者台帳の管理運営を行う。 ・特定個人情報ファイルを以下の事務に使用している。 ①被保険者の資格把握のため、住民基本台帳や届出書等により、必要な情報を入手し、資格情報を管理するとともに、被保険者に対して被保険者証等を交付する。 ②申請書や届出書に関する確認。 ③滞納者への保険料の徴収。 ④国民健康保険及び後期高齢者、住民異動データ等に関する情報について、もとす広域連合との共有及び連携している。
③システムの名称	【現行】・介護保険システム 【標準化後】・介護保険システム
2. 特定個人情報ファイル名	
【現行】被保険者情報ファイル／資格記録ファイル／保険料賦課ファイル／保険料収納ファイル／受給者情報ファイル／給付実績ファイル 【標準化後】被保険者情報ファイル／資格記録ファイル／保険料賦課ファイル／保険料収納ファイル／受給者情報ファイル／給付実績ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 第100項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第131項、第132項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 地域福祉高齢課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	瑞穂市 総務部 総務課 〒501-0293 瑞穂市別府1288番地 058-327-4111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	瑞穂市 健康福祉部 地域福祉高齢課 〒501-0222 瑞穂市別府1283番地 058-327-4126
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月6日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月6日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うことを厳守している。
9. 監査	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[ 十分に行っている ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</p> <p>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</p> <p>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</p> <p>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</p> <p>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</p> <p>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</p> <p>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</p> <p>9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手している。また、市においては介護システムへのマイナンバーの入力をしないため、目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分であると考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月13日	I 4. ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
平成31年3月13日	I 4. ②法令上の根拠	記載なし	番号法第19条第7号 別表第2 第93項、第94項、第95項	事後	
平成31年3月13日	I 5. ①部署	福祉部 地域福祉高齢課	健康福祉部 地域福祉高齢課	事後	部名の変更に伴うもの
平成31年3月13日	I 5. ②所属長の役職名	地域福祉高齢課長 平塚 直樹	課長	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
平成31年3月13日	I 8. 連絡先	福祉部	健康福祉部	事後	部名の変更に伴うもの
平成31年3月13日	II 1. 対象人数	平成26年7月22日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	評価の再実施によるもの
平成31年3月13日	II 2. 取扱者数	平成26年7月22日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	評価の再実施によるもの
平成31年3月13日	IV リスク対策	項目なし	別紙のとおり	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
令和2年3月25日	II 1. 対象人数	平成30年12月1日 時点	令和2年2月26日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和2年3月25日	II 2. 取扱者数	平成30年12月1日 時点	令和2年2月26日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和3年3月12日	II 1. 対象人数	令和2年2月26日 時点	令和3年2月17日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和3年3月12日	II 2. 取扱者数	令和2年2月26日 時点	令和3年2月17日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和3年7月20日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 第93項、第94項、第95項	番号法第19条第8号 別表第2 第93項、第94項、第95項	事前	番号法の改正に伴うもの
令和4年3月9日	II 1. 対象人数	令和3年2月17日 時点	令和4年2月3日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和4年3月9日	II 2. 取扱者数	令和3年2月17日 時点	令和4年2月3日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和5年2月8日	II 1. 対象人数	令和4年2月3日 時点	令和5年2月8日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和5年2月8日	II 2. 取扱者数	令和4年2月3日 時点	令和5年2月8日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和6年2月8日	II 1. 対象人数	令和5年2月8日 時点	令和6年1月31日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和6年2月8日	II 2. 取扱者数	令和5年2月8日 時点	令和6年1月31日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和6年12月2日	I 1. ③システムの名称	介護保険システム	【現行】介護保険システム 【標準化後】介護保険システム	事前	システム標準化に伴うもの
令和6年12月2日	I 2. 特定個人情報ファイル名	被保険者情報ファイル/資格記録ファイル/保険料賦課ファイル/保険料収納ファイル/受給者情報ファイル/給付実績ファイル	【現行】被保険者情報ファイル/資格記録ファイル/保険料賦課ファイル/保険料収納ファイル/受給者情報ファイル/給付実績ファイル 【標準化後】被保険者情報ファイル/資格記録ファイル/保険料賦課ファイル/保険料収納ファイル/受給者情報ファイル/給付実績ファイル	事前	システム標準化に伴うもの
令和6年12月2日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 第68項 平成26年内閣府・総務省令第5号第50条	番号法第9条第1項 別表 第100項	事後	番号法の改正に伴うもの
令和6年12月2日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 第93項、第94項、第95項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第131項、第132項	事後	番号法の改正に伴うもの
令和6年12月2日	II 1. 対象人数	令和6年1月31日 時点	令和6年12月2日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和6年12月2日	II 2. 取扱者数	令和6年1月31日 時点	令和6年12月2日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和8年3月6日	II 1. 対象人数	令和6年12月2日 時点	令和8年3月6日 時点	事後	評価の再実施によるもの
令和8年3月6日	II 2. 取扱者数	令和6年12月2日 時点	令和8年3月6日 時点	事後	評価の再実施によるもの